

正 誤

埼玉県条例第十二号（令和元年十月十五日第四十七号）中訂正

一 ページ前から九行目から二ページ前から十三行目まで

誤

別表第七号の表第四号イ(2)を次のように改める。

- (2) 同法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合

千九百円（道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、八百円）

別表第七号の表第四号ロ(2)及びハ(2)を次のように改める。

- (2) 同法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合

千九百円（同令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、八百円）

別表第七号の表第四号ニ(1)を次のように改める。

- (1) 同法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合

千九百円（同令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、八百円）

別表第七号の表第四号ホ(2)を次のように改める。

- (2) 同法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合

千九百円（同令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、八百円）

別表第七号の表第五号イを次のように改める。

イ 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証

- (1) (2)に掲げるもの以外のもの
二千五百円（同法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の免

許に係る運転免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る運転免許証の交付に代える場合にあつては、二千五十円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに二百円を加えた額)

(2) 道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかった者であつて、同法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたものに係るもの

千七百円(同法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の免許に係る運転免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る運転免許証の交付に代える場合にあつては、千七百円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに二百円を加えた額)

正

別表第七号の表第四号イ(2)を次のように改める。

(2) 同法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合

千九百円(道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、八百円)

別表第七号の表第四号ロ(2)及びハ(2)を次のように改める。

(2) 同法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合

千九百円(同令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、八百円)

別表第七号の表第四号ニ(1)を次のように改める。

(1) 同法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合

千九百円(同令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、八百円)

別表第七号の表第四号ホ(2)を次のように改める。

(2) 同法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合

千九百円(同令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由

のため運転免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、八百円)

別表第七号の表第五号イを次のように改める。

イ 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証

(1) (2)に掲げるもの以外のもの

二千五十円（同法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の免許に係る運転免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る運転免許証の交付に代える場合にあつては、二千五十円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに二百円を加えた額）

(2) 道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかつた者であつて、同法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたものに係るもの

千七百円（同法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の免許に係る運転免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る運転免許証の交付に代える場合にあつては、千七百円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに二百円を加えた額）